

東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定に伴う改正）

現 行 (前略)						改 正 (前略)					
<p>第3章 運賃及び料金 (運賃及び料金)</p> <p>第16条 荷物の運賃及び料金（消費税相当額を含む。以下同じ。）並びにその適用方は、別表に定めるとおりとします。</p> <p>2 消費税が免除される場合の運賃及び料金は、前項に規定する額に <u>108</u> 分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とします。 (以下略)</p>						<p>第3章 運賃及び料金 (運賃及び料金)</p> <p>第16条 荷物の運賃及び料金（消費税相当額を含む。以下同じ。）並びにその適用方は、別表に定めるとおりとします。</p> <p>2 消費税が免除される場合の運賃及び料金は、前項に規定する額に <u>110</u> 分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とします。 (以下略)</p>					
別表（第2条、第16条）						別表（第2条、第16条）					
1 運賃						1 運賃					
(1) 普通扱荷物に対しては、次の通常小荷物運賃及び荷物地帯区分表を適用します。						(1) 普通扱荷物に対しては、次の通常小荷物運賃及び荷物地帯区分表を適用します。					
ア 通常小荷物運賃						ア 通常小荷物運賃					
地帯区分 \ 重量	10キログラムまで	20キログラムまで	30キログラムまで	50キログラムまで	以上20キログラムまでを増すごとに	地帯区分 \ 重量	10キログラムまで	20キログラムまで	30キログラムまで	50キログラムまで	以上20キログラムまでを増すごとに
第1地帯	<u>670</u> 円	<u>860</u> 円	<u>1,130</u> 円	<u>1,560</u> 円	<u>430</u> 円	第1地帯	<u>680</u> 円	<u>880</u> 円	<u>1,150</u> 円	<u>1,590</u> 円	<u>440</u> 円
第2地帯	<u>800</u>	<u>1,030</u>	<u>1,360</u>	<u>1,830</u>	<u>530</u>	第2地帯	<u>810</u>	<u>1,050</u>	<u>1,390</u>	<u>1,860</u>	<u>540</u>
第3地帯	<u>970</u>	<u>1,180</u>	<u>1,560</u>	<u>2,110</u>	<u>640</u>	第3地帯	<u>990</u>	<u>1,200</u>	<u>1,590</u>	<u>2,150</u>	<u>650</u>
第4地帯	<u>1,080</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>	<u>2,380</u>	<u>750</u>	第4地帯	<u>1,100</u>	<u>1,390</u>	<u>1,810</u>	<u>2,420</u>	<u>760</u>
第5地帯	<u>1,180</u>	<u>1,510</u>	<u>2,010</u>	<u>2,640</u>	<u>860</u>	第5地帯	<u>1,200</u>	<u>1,540</u>	<u>2,050</u>	<u>2,690</u>	<u>880</u>
第6地帯	<u>1,290</u>	<u>1,680</u>	<u>2,210</u>	<u>2,910</u>	<u>970</u>	第6地帯	<u>1,310</u>	<u>1,710</u>	<u>2,250</u>	<u>2,960</u>	<u>990</u>
第7地帯	<u>1,410</u>	<u>1,830</u>	<u>2,440</u>	<u>3,190</u>	<u>1,080</u>	第7地帯	<u>1,440</u>	<u>1,860</u>	<u>2,490</u>	<u>3,250</u>	<u>1,100</u>
第8地帯	<u>1,510</u>	<u>2,010</u>	<u>2,640</u>	<u>3,460</u>	<u>1,180</u>	第8地帯	<u>1,540</u>	<u>2,050</u>	<u>2,690</u>	<u>3,520</u>	<u>1,200</u>
第9地帯	<u>1,610</u>	<u>2,160</u>	<u>2,860</u>	<u>3,720</u>	<u>1,290</u>	第9地帯	<u>1,640</u>	<u>2,200</u>	<u>2,910</u>	<u>3,790</u>	<u>1,310</u>
第10地帯	<u>1,730</u>	<u>2,310</u>	<u>3,090</u>	<u>3,990</u>	<u>1,410</u>	第10地帯	<u>1,760</u>	<u>2,350</u>	<u>3,150</u>	<u>4,060</u>	<u>1,440</u>
第11地帯	<u>1,830</u>	<u>2,490</u>	<u>3,290</u>	<u>4,270</u>	<u>1,510</u>	第11地帯	<u>1,860</u>	<u>2,540</u>	<u>3,350</u>	<u>4,350</u>	<u>1,540</u>

現 行						改 正					
第 12 地帯	<u>1,940</u>	<u>2,640</u>	<u>3,520</u>	<u>4,540</u>	<u>1,610</u>	第 12 地帯	<u>1,980</u>	<u>2,690</u>	<u>3,590</u>	<u>4,620</u>	<u>1,640</u>
(中略)						(中略)					
(2) 貸切扱荷物に対しては、次の貸切扱小荷物運賃を適用します。						(2) 貸切扱荷物に対しては、次の貸切扱小荷物運賃を適用します。					
ア 貸切扱小荷物運賃 1車1キロメートルにつき <u>780</u> 円						ア 貸切扱小荷物運賃 1車1キロメートルにつき <u>790</u> 円					
(中略)						(中略)					
2 料金						2 料金					
(1) 荷物の料金は、次のとおりとします。						(1) 荷物の料金は、次のとおりとします。					
種別	料 金 率					種別	料 金 率				
要償額表示料	(1) 貴重品	表示額 1,000 円までごとに			1 円	要償額表示料	(1) 貴重品	表示額 1,000 円までごとに			1 円
	(2) 動物	同			3 円		(2) 動物	同			3 円
	(3) その他	同			50 銭		(3) その他	同			50 銭
特急列車料	(1) 特急列車利用	10 キログラムまで			<u>640</u> 円	特急列車料	(1) 特急列車利用	10 キログラムまで			<u>650</u> 円
		20 キログラムまで			<u>1,290</u> 円			20 キログラムまで			<u>1,310</u> 円
		30 キログラムまで			<u>1,940</u> 円			30 キログラムまで			<u>1,980</u> 円
		以上 20 キログラムまでを増すごとに			<u>640</u> 円			以上 20 キログラムまでを増すごとに			<u>650</u> 円
	(2) 新幹線列車利用	3 キログラムまで(第 1 号ボックス)			<u>320</u> 円		(2) 新幹線列車利用	3 キログラムまで(第 1 号ボックス)			<u>330</u> 円
		6 キログラムまで(第 2 号又は第 3 号ボックス)			<u>640</u> 円			6 キログラムまで(第 2 号又は第 3 号ボックス)			<u>650</u> 円
12 キログラムまで(第 4 号ボックス)			<u>1,290</u> 円	12 キログラムまで(第 4 号ボックス)			<u>1,310</u> 円	30 キログラムまで(第 5 号トランク又はバッグ)			<u>3,240</u> 円
30 キログラムまで(第 5 号トランク又はバッグ)			<u>3,240</u> 円	30 キログラムまで(第 5 号トランク又はバッグ)			<u>3,300</u> 円				
保管料	1 個 1 日について 210 円、ただし、6 日目以降は 260 円とします。					保管料	1 個 1 日について 210 円、ただし、6 日目以降は 260 円とします。				
さしず手数料	(1) 荷物発送前	一口 1 回について			<u>530</u> 円	さしず手数料	(1) 荷物発送前	一口 1 回について			<u>540</u> 円
	(2) 荷物発送後	同			<u>640</u> 円		(2) 荷物発送後	同			<u>650</u> 円
	(3) 第 22 条第 1 項に規定する事故を発見した後、託送取消の請求があった場合は、前各号に掲げる料金に別表第 3 項第 2 号イの規定により計算した増運賃の 2 分の 1 に相当する額を加算します。						(3) 第 22 条第 1 項に規定する事故を発見した後、託送取消の請求があった場合は、前各号に掲げる料金に別表第 3 項第 2 号イの規定により計算した増運賃の 2 分の 1 に相当する額を加算します。				
貴重品従価料	別表第 1 項第 3 号ア 10 割増の項第 2 項に掲げる貴重品 価額の申告額に基づき、次により計算し、5,000 円を超える場合は 5,000 円を限度とします。ただし、50 万円以下の貴重品については、従価料を適用しないものとします。					貴重品従価料	別表第 1 項第 3 号ア 10 割増の項第 2 項に掲げる貴重品 価額の申告額に基づき、次により計算し、5,000 円を超える場合は 5,000 円を限度とします。ただし、50 万円以下の貴重品については、従価料を適用しないものとします。				

現 行			改 正		
	(1) 貨幣、紙幣及び銀行券	一万円までごとの料金		(1) 貨幣、紙幣及び銀行券	一万円までごとの料金
	価 額			価 額	
	100万円までの部分	20円		100万円までの部分	20円
	100万円を超える部分	5円		100万円を超える部分	5円
	(2) 前号以外の貴重品	一万円までごとの料金		(2) 前号以外の貴重品	一万円までごとの料金
	価 額			価 額	
100万円までの部分	10円	100万円までの部分	10円		
100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭	100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭		
1,000万円を超える部分	30銭	1,000万円を超える部分	30銭		
(以下略)			(以下略)		

附則 この通達は、令和元年10月1日から施行する。